川内村の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（25年1月1日）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	2,820	6,859,295	219,576	509,288	7.4	4.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 計　B	(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	62	184,615	26,000	67,213	277,828	4,481	5,382

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　職員数は、平成２５年４月１日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況

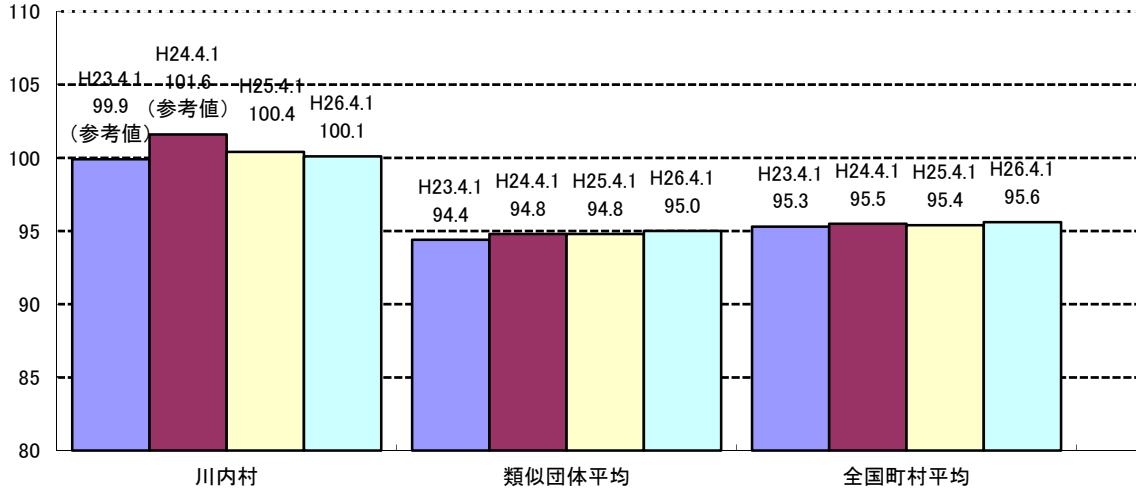

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。

２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

３　平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（２年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※　２６年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数算出にかかる各年齢階層内において職員が平均的に分布する国と異なり、本村職員は人数が 100 人未満であるため各階層内において偏りが生じているために、年によって変動が大きくなる。

(4)　給与改定の状況　　※人事委員会を設置していないため記載なし

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	（参考）国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告（改定率）		
26年度	円	円	円（　%）	%	%	%

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	（参考）国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告（改定月数）		
26年度	月	月	月	月	月	月

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［　実施　　~~未実施~~　］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 0.7%引下げ。若年層については、1 級（全号俸）及び 2・3 級の低位について最大 1.58%引き上げ、3 級以上の級の高位号俸は 50 歳台後半層における官民の給与格差を考慮し高齢層最大 3.72%引き下げを実施。激変緩和のため、現給保障を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

本村においては一般行政職に対する地域手当支給なし。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(6)特記事項

なし

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成２６年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
川内村	40.8 歳	317,800 円	360,738 円	345,091 円
福島県	42.9 歳	336,500 円	420,082 円	366,625 円
国	43.5 歳	335,000 円	―	408,472 円
類似団体	38.6 歳	283,523 円	335,029 円	307,531 円

（注）１　「平均給料月額」とは、平成２６年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成２６年４月１日現在）

区　分		川内村	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100　円	181,800　円	172,200　円
	高校卒	142,500　円	146,900　円	140,100　円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成２６年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数18年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	＊　円	＊　円	＊　円	＊　円
	高校卒	＊　円	286,366 円	＊　円	＊　円

（注）高校卒経験年数 18 年以外の階層ではすべて同経験年数職員数が１人又は２人であるため、個人情報保護の観点から当該欄は「＊（アスタリスク）」表示としている。

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成２６年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１級	主事・保育士・准看護師	人 6	% １３．０	137,900 円	247,900 円
２級	副主査・保育士・保健師・看護師	人 1	% ２．２	188,900 円	313,700 円
３級	主査・保育士・保健師・看護師	人 １６	% ３４．８	226,700 円	361,500 円
４級	主任主査・主任保健師・主任看護師・主任保育士	人 １０	% ２１．７	266,400 円	406,800 円
５級	主幹	人 6	% １３．０	294,300 円	420,900 円
６級	参事・課長	人 7	% １５．２	326,200 円	448,400 円

（注）１　川内村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

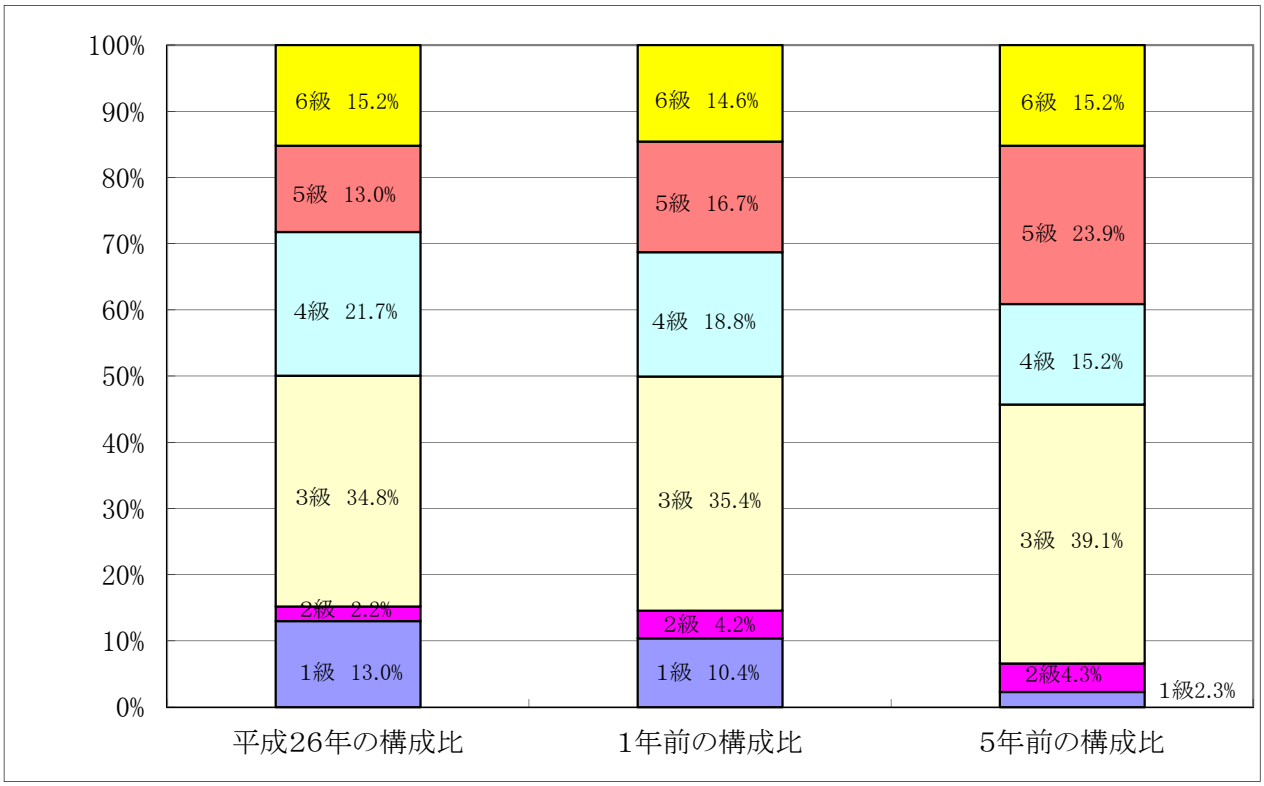

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給前直近の勤務評価期間（1年間）に係る勤務成績に応じ、良好である職員には4号給（55歳を超える職員は2号給）とすることを標準として決定しています

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川内村	福島県	国
１人当たりの平均支給額（25年度） 1,404千円	１人当たりの平均支給額（25年度） 1,639千円	－
（25年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.55 月分　1.35 月分 （ ― ）月分　（ ― ）月分	（25年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.55 月分　1.35 月分 （ 1.40)月分　（ 0.65)月分	（25年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.35 月分 （ 1.45)月分　（ 0.65)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20％ 管理職加算　15～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20％ 管理職加算　10～25％

（注）　（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。（川内村該当者ありません）

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

基準日以前6ヶ月間の勤務状況（休職、育児休業等の取得、中途採用等）を反映させ支給割合を決定しています。

(2) 退職手当（平成２６年４月１日現在）

川　内　村			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	21.62 月分	27.025 月分	勤続２０年	21.62 月分	27.025 月分
勤続２５年	30.82 月分	36.57 月分	勤続２５年	30.82 月分	36.57 月分
勤続３５年	43.7 月分	52.44 月分	勤続３５年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 （退職時特別昇給　　）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％）		
1人当たり平均支給額	26,153千円	3,899千円			

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、25 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成２６年４月１日現在）

なし

(4) 特殊勤務手当（平成２６年４月１日現在）

支給実績（25年度決算）	0千円
支給職員１人当たり平均支給年額（25年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	0％
手当の種類（手当数）	4

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（25年度決算）	左記職員に対する支給単価
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	左記業務に従事した職員	防疫作業時従事したとき	0円	日額500円
行旅死病人取扱業務に従事する職員の特殊勤務手当	左記業務に従事した職員	[1]行旅病人を扱った場合 [2]行旅死体を処理した場合	0円	[1]1件1,000円 [2]1件10,000円
死犬等の処理に従事する処理に従事する職員の特殊勤務手当	左記業務に従事した職員	死犬等の処理に従事したとき	0円	1件500円
東日本大震災に係る災害応急作業等手当	左記業務のため立ち入りした職員	警戒区域内に立ち入りし業務に従事したとき	0円	日額2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	7,309 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	162 千円
支給実績（24年度決算）	7,692 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	175 千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25 年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成２６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者：13,000円 等	同じ	―	8,277 千円	229,916 円
住居手当	借家等に居住している職員（月額 9,500 円を超える家賃を支払っている者に限る）上限額：27,000 円	一部異なる	支払家賃9,500円以上を対象	545 千円	272,500 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通遊具を使用することを常例とする職員に支給 交通機関：55,000 円以下は運賃相当額 自動車等：通勤距離に応じた額	一部異なる	支給額	3,024 千円	70,325 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で指定する職にある職員に支給 職員の級及び職の区分に応じた額	一部異なる	支給額	2,418 千円	302,250 円
宿日直手当	宿直または日直勤務に従事した場合に支給。　日額：4,200円	一部異なる	支給額	487 千円	12,492 円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。6時間まで6,000円	一部異なる	支給額	36 千円	36,000 円

５　特別職の報酬等の状況（平成２６年４月１日現在）

区分		給料月額等	
			（参考）類似団体における最高／最低額
給料	村長	527,200 円 （ 703,000 円）	820,000 円 ／ 458,000 円
	副村長	421,500 円 （ 562,000 円）	647,000 円 ／ 421,500 円
報酬	議長	243,000 円 （ 270,000 円）	310,000 円 ／ 171,100 円
	副議長	208,000 円 （ 232,000 円）	251,000 円 ／ 119,000 円
	議員	196,200 円 （ 218,000 円）	230,000 円 ／ 100,000 円
期末手当	村長 副村長	（25年度支給割合） 2.9 月分	
	議長 副議長 議員	（25年度支給割合） 2.9 月分	
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額） （支給時期）
	村長	給料月数×在職年数×0.48	12,146,688 円 任期ごと
	副村長	給料月数×在職年数×0.29	5,867,280 円 任期ごと
	備考		

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

区分 / 部門			職員数 平成25年	職員数 平成26年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務	20	18	-2	退職不補充、第4次総合計画及び復旧復興計画策定終了に伴う職員減
		税務	4	4	0	
		民生	5	5	0	
		衛生	6	6	0	
		農水	6	6	0	
		商工	2	2	0	
		土木	4	3	-1	住宅応急修繕、危険家屋の取壊し、公共施設の復旧工事が完了したため
		計	48	45	-3	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　159.57人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数　172.33人）
	教育部門		9	7	-2	臨時職員減
	消防部門		0	0	0	
	小計		57	52	-5	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　184.39人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数　207.11人）
公営企業等会計部門	国保診療所		6	4	-2	内科医退職及びそれに伴う診療科目減のために看護師の減
	その他		4	4	0	
	小計		10	8	-2	
合計			67 [70]	60 [70]	-7 [0]	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　212.76人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成２６年４月１日現在）

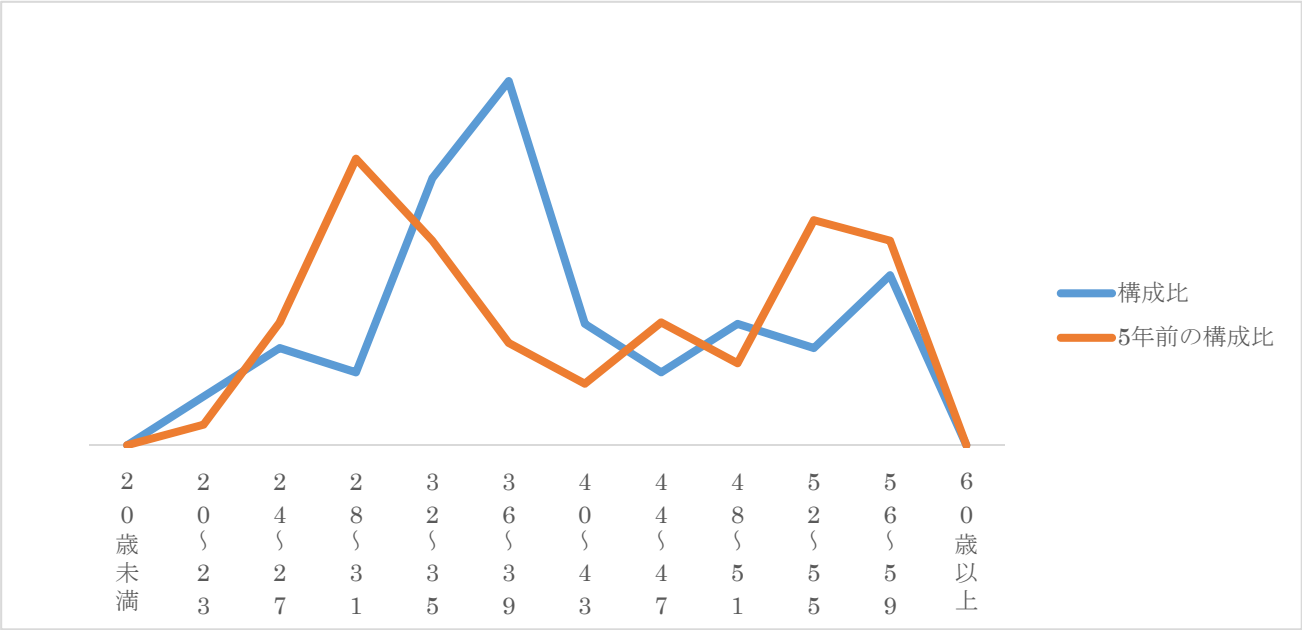

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 2	人 4	人 3	人 11	人 15	人 5	人 3	人 5	人 4	人 7	人 0	人 59

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年度／部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	49	48	47	48	48	45	-5 （-8.2％）
教育	11	10	10	9	9	7	-4 （-36.4％）
普通会計計	60	58	57	57	57	52	-8 （-13.3％）
公営企業等会計計	11	13	10	9	10	8	-3 （-27.3％）
総合計	71	71	67	66	67	60	-11 （-15.5％）

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。教育長が含まれる。